

おしらせ

消火器の廃棄について

消防智頭出張所からのおしらせ

自宅などに設置されている古い消火器の処分方法で不明な点はありませんか？消火器は一般のごみで捨てたり、消防署で回収することはできません。

【消火器の処分方法】

- ①特定窓口に引き取りを依頼する（有料）
特定窓口は「消火器の販売代理店」「防災・防犯事業者」にある窓口のことで、鳥取県東部地区に13ヶ所あります。
- ②指定引取場所に持ち込む（無料の場合あり）
指定取引場所は「消火器メーカー営業所」や「廃棄物処理業者」が担っており、東部地区に1ヶ所あります。
- ③ゆうパックによる回収を依頼する（有料）
ゆうパック専用コールセンターに事前申込みを行い、指定された方法で回収業者あてに郵便局からゆうパックで郵送します。
- ④ホームセンターなどで引き取りを依頼する（無料の場合あり）
ホームセンターなどの販売店で新しい消火器を購入する際に、古い消火器を無料で引き取ってもらえる場合があります。
※2009年以前に製造された消火器は、引き取りや持ち込みの際にリサイクルシールの購入が必要です。

◎処分方法などの詳しい内容は、右のQRコード（消火器リサイクル推進センター）からアクセスできます。



☎03-5829-6733

（平日午前9時～午後5時まで）

【問合せ先】

八頭消防署智頭出張所 予防係

☎75-0119

相談

相続登記の申請義務化に関する講演会・相談会の開催

【開催日】6月18日（日）

【会場】鳥取地方法務局

（鳥取市東町2丁目302番地）

○講演会

【時間】午前10時～正午

【内容】

- ・相続登記の申請義務化について
- ・相続登記の手続について

【定員】50人

※オンライン参加は、県内で100人以内とさせていただきます。

○相談会

【時間】午後1時～4時30分

※相続登記に係る相談

【定員】28組

【申込方法】

①来場希望者 ☎(0857)22-2191

②オンラインでの視聴希望者

メール soumu_tottori_moj_bal@i.moj.go.jp

☆参加無料／予約制／先着順

5月22日（月）から予約受付開始

（定員になり次第締め切り）

詳細はホームページ（<https://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/>）をご覧ください。

【問合せ先】

鳥取地方法務局総務課

☎0857-22-2191

音声ガイダンス3番

※平日午前8時30分～午後5時15分まで